

改正

平成27年12月14日規則第51号
平成28年2月22日規則第6号
平成28年3月31日規則第29号
平成29年3月29日規則第14号
平成30年9月13日規則第44号
令和3年6月30日規則第25号
令和6年3月12日規則第13号

橿原市第一号事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、第一号事業所の指定（法第115条の45の5第1項の指定をいう。以下同じ。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、法、施行規則、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）において使用する用語の例による。

(法令遵守)

第2条 第一号事業所の指定を受けようとする者及び当該指定を受けた者は、法並びに法に基づく政令、省令、条例、規則及び告示その他の法令等並びに関係当事者間の契約を遵守するとともに、適切な第一号事業の提供を行うようその運営に努めなければならない。

(指定の申請等)

第3条 第一号事業所の指定の申請は、指定申請書により行うものとする。

2 市長は、第一号事業所の指定をしたときは、当該指定の申請を行った者に対し、第一号事業所指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 第一号事業所の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(取下げ)

第4条 前条第1項の指定申請書の提出後、当該申請を取り下げようとするときは、取下書（様式第2号）により行うものとする。

(変更の届出等)

第5条 法第115条の45第1項第1号の規定による施行規則第140条の62の3第2項第4号に掲げる事項を変更する旨の届出は、変更届出書により行うものとする。

(廃止等の届出等)

第6条 法第115条の45第1項第1号の規定による施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止をする旨の届出は、廃止・休止届出書により、同項第5号の規定による事業の再開をする旨の届出は、再開届出書により行うものとする。

(指定の更新)

第7条 第一号事業所の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書により行うものとする。

3 市長は、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新をしたときは、当該指定の更新の申請を行った者に対し、第一号事業所指定更新通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、法第115条の45の9第1項による指定の取消し等をしたときは、当該取消し等をした者に対し、第一号事業所指定取消し等通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、第一号事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 第3条第1項、第5条、第6条及び第7条第2項に規定する様式は、施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、第一号事業所の指定又は指定の更新を受けてから6年が経過するまでの間に指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定訪問介護事業者等」という。)の指定又は指定の更新を受けた場合であって、かつ、第一号事業と指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第一号事業所の指定は、指定訪問介護事業者等の指定の有効期間の範囲で更新することができる。

附 則 (平成27年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日以後に実施する第一号事業の指定から適用する。

附 則 (平成28年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第29号抄)

(施行日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月13日規則第44号)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日前に行う指定及び指定の更新並びに届出事項の変更については、なお従前の例による。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年6月30日規則第25号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の橿原市第一号事業所の指定等に関する規則の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和6年3月12日規則第13号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の橿原市第一号事業所の指定等に関する規則の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 橿原市長が定める押印の特例に関する規則(令和4年橿原市規則第13号)の表の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第一号事業所 指定通知書

榎原

年 月 日付けで申請のあった事業所の指定に
ので通知します。

記

1. 申請者名

所在地

代表者名

取 下 書

(宛先) 檣 原 市 長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

年 月 日付けで第一号事業所指定申請書を提出しましたが、当該

1. 提出した申請書の概要

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 -)		
事業の種類		実施事業	指定の申請をする日	

第一号事業所 指定更新通知

檜原市

年 月 日付けで更新申請のあった事業
指定を更新したので通知します。

記

1. 申請者名

所在地

事業内容

第一号事業所 指定取消し等通

檜原市

年 月 日付けで決定した事業所の指定
とおり通知します。

記

1. 申請者名

所在地

代表者名

(裏面)

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があら起算して3か月以内に行政不服審査法の規定により、ことができます（なお、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算してできなくなります。）。

また、決定の取消しの訴えは、この決定があったこと（知った日の翌日から起算します。）に、市を被告としります。）提起しなければなりません（なお、この決定